

## 平成 25 年度門真市住居表示審議会議事録

○日 時 平成 26 年 1 月 17 日(金)午後 2 時～午後 2 時 35 分

○場 所 門真市役所 別館 3 階 第 3 会議室

○出席者

(門真市住居表示審議会委員) 15 名中 13 名出席

平岡委員、土山委員、今辻委員、松井委員、青野委員、岸委員、児玉委員、  
長澤委員、浦田委員、大蔵委員、利根委員、橋本委員、  
平井委員

(事務局) 8 名

都市建設部 中野部長、大兼次長、

まちづくり課 良課長、久保参事、平山課長補佐、金森主任、橋主任、石水主査

○議題案件：第 15 次住居表示の実施について（議案第 1 号）

事務局	<b>【開会】</b>
北村副市長	・副市長あいさつ
事務局	・委員紹介・事務局紹介 ・資料確認 ・臨時議長選出
臨時議長	・正副委員長の選出
会長	・正・副委員長代表あいさつ
事務局	<b>【議案第 1 号説明】</b> 議案についてご説明いたします。尚詳細につきましては、後に パワーポイントを用いてご説明いたします。では、着席してご説 明いたします。 お手元議案書の表紙を 1 枚めくっていただきまして、こちらが 本日の案件一覧となっております。 今から説明いたします案件は、「議案 1 第 15 次住居表示実施に ついて」、諮問案件でございます。 次に 1 ページ目ですが、門真市長から本審議会会長への諮問書 でございます。 2 ページ目ですが、新町名別面積と大字を表にしたもので、今 回新設する町名ごとの面積と大字を表示しております。 次に 3 ページ目ですが、第 15 次住居表示実施区域の位置図でご ざいまして、赤色部分が今回実施する地区となっております。

続きまして4ページ目、実施区域を拡大した現在の大字分布図です。今回の実施区域は大字三ツ島と図面右上のわずかですが大字下島頭が対象となっています。

最後に5ページ目ですが新町区画及び新町名図です。今回の住居表示では実施する区域を3つの区画にわけまして三ツ島4丁目、5丁目、6丁目を新設する内容となっております。

以上が議案書の説明でございます。

ひきつづきまして、本案件の詳細につきましてパワーポイントを使用して、説明させていただきます。資料につきましては、資料4をご覧ください。

それでは、議案第1号15次住居表示の実施について、説明させていただきます。

説明内容ですが、はじめに第15次住居表示の実施における「町区画案」について説明させていただき、その後に「町名案」について説明させていただきます。

まず町区画案についてですが、今回の住居表示実施区域は、北は千石西町及び大字北島との境界である上八箇荘水路、西は第二京阪道路及び市道大和田茨田線、南は大阪市及び大東市との市域界、東は市道島頭太子田線に囲まれた67.10ヘクタールであります。

この区域に、新たに3つの町を設けるのが、今回の案の概要でございます。

町区画の設定につきましては、総務省より、住居表示の実施基準が示されておりまして、その中で、町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路、その他恒久的な施設又は河川、水路等によって定めるとし、町の形状は、その境界が複雑に入りくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成しているものとしています。

今回この基準にもとづきまして、町区画案を立案致しました。

今回の町区画案ですが、まず1つ目の区域は、北は上八箇荘水路、西は第二京阪道路、南は府道深野南寺方大阪線、東は砂子水路に囲まれた、13.9ヘクタールでございます。現状は三ツ島の大字からなっています。

次に2つ目の区域は、北は府道深野南寺方大阪線、西は市道大和田茨田線、南は大阪市及び大東市との市域界、東は砂子水路に囲まれた34.0ヘクタールでございます。現状は三ツ島の大字からなっています。

最後に3つ目の区域は、北は上八箇荘水路、西は砂子水路、南は大東市との市域境界、東は市道島頭太子田線に囲まれた19.2ヘクタールでございます。現状は三ツ島とわずかですが下島頭の2つの大字からなっています。

以上3つの区域が今回の町区画案です。

続きまして町名案を説明させていただきます。

	<p>まず、先ほど説明させていただいた町区画案に三ツ島4丁目、三ツ島5丁目、三ツ島6丁目を新設するのが今回の町名案でございます。</p> <p>町区画の説明時にも申し上げましたように、町の名称の定め方につきましても、総務省の定めた住居表示の実施基準のなかに表示されております。</p> <p>それによりますと、町の名称は、できるだけ従来の町の名称に準拠することとしており、その名称には、当該地域における歴史・伝統・文化の上で由緒のある名称を含むとしています。</p> <p>その上で、常用漢字を用いるなど、できるだけ読みやすく、かつ簡明なものとするとしておりまして、今回の町名案もこれにもとづき立案致しました。</p> <p>今回の町名案である三ツ島という名称は、旧村名である三ツ島村にちなんでいます。</p> <p>この三ツ島村ですが、明治22年4月1日の町村制施行により、葎島村と合併して二島村となりまして、三ツ島はその大字となりました。</p> <p>その後、二島村は昭和31年9月30日に北河内郡門真町、大和田村、四宮村と合併し門真町となり、昭和38年8月1日、市制施行を経て、現在は門真市の大字となっています。</p> <p>次に三ツ島の名称の由来ですが、この地域に集落が形成された当初は、八ヶの湖に浮かぶ島々であったと考えられ、それらの島が御島（みしま）と呼ばれ、そこから転訛（てんか）して三ツ島になったものであろうとされています。</p> <p>また、平成24年度に実施した第14次住居表示業務で三ツ島1～3丁目の町名を新設しておりまして、</p> <p>今回はその続きで、三ツ島4丁目、三ツ島5丁目、三ツ島6丁目を新設するものです。</p> <p>簡単ではありますが、議案についての説明を終わります。</p>
会 長	<p>説明は終わりました。これより審議に入ります。ただいまの説明に対して、質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>町区画案の三ツ島5丁目の面積が大きいので、府道深野南寺方大阪線での区割りよりも自治会の区切りでもある門真第13号水路での区割りがいいかと思えます。</p>
事 務 局	<p>確かに三ツ島5丁目の面積が大きいですが、これまでの住居表示でも自治会単位での区割りは実施しておりません。また1区画に40街区程度を設けると考えていまして、今回の区画の中には大きい会社等があり、それらを考慮した上での街区割りを考えた結果、今回の案を提案させていただいておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>

委 員	町区画案の三ツ島5丁目は三ツ島南自治会の区域が一番大きいので、自治会長にご意見を伺ってみてはどうでしょうか。
委 員	特に支障はないと思います。
委 員	町区画案を三ツ島6丁目までではなく、7丁目まで設ける等、区割りを小さくする考えはなかったのでしょうか。
事 務 局	国の実施基準では、町区画については地形地物で区画を決め、おおむね4丁目から5丁目程度にとどめることと示されております。これらを考慮して今回の案を提案させて頂いておりますのでご理解いただきたいと思います。
委 員	三ツ島の読み方は「ミツシマ」か「ミツジマ」のどちらでしょうか。
事 務 局	「ミツシマ」です。 町名としては、「ミツシマ〇丁目」という形で提案させて頂いております。
会 長	他に、意見はありませんか。意見がないようですので、審議を終了いたします。 それでは、お諮りいたします。 議案第1号「第15次住居表示の実施について」は、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。  （「異議なし」の声）  異議なしと認め、議案第1号「第15次住居表示の実施について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。 以上で議案審議は終わりました。議事の運営にご協力賜りましたことを厚くお礼申し上げます。それでは事務局に進行を返します。
事 務 局	平岡会長、ありがとうございました。おかげさまで、本日の議案について原案どおりで承認いただいた事をお礼申し上げます。 最後に事務局より報告させていただきます。今後のスケジュールについてでございますが、本日の審議会において事務局の案のとおりご承認をいただきましたので、住居表示に関する法律第5条の2の規定により、字の区域の廃止及び変更、並びに町の新設の案を30日間公示いたします。 その期間内に案に対して異議申し立てがなければ、平成26年第1回定例会に議案として上程されることとなります。その後、議

	<p>会の議決を頂ければ、4月以降に地元説明会の開催や関係機関と調整等を行い、平成26年11月22日の実施に向けて進めていく予定となっております。以上が報告でございます。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

これで平成25年度住居表示審議会を終了いたします。本日はご審議についてご協力賜りましたこととお礼申し上げます。どうもありがとうございました。